

「県政に とどけこの声 この一票」

2月4日(日)は 愛知県知事選挙の 投票日です

投・開票速報 市ホームページ
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
 問合せ先 市選挙管理委員会
 (市役所文書管理グループ内)
 ☎52-1111 (内線366・361)

投票日に都合の悪い方は 期日前投票などをご利用ください

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票は、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなりました。なお、投票日には選挙権を有することとなるが、投票を行なおうとする日にはまだ選挙権を有しない方(例えば、投票日には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など)は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることが出来ます。(不在者投票所は市役所地下教養室です)

期日前投票ができる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方。
期間 1月19日(金)～2月3日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所地下教養室
 ※期日前投票所の場所が、同じ市役所でも1階の市民ロビーから

変更になりましたので、おまじがえのないようにご注意ください。なお、地下教養室へは、お車でお越しの方は1階駐車場から1階正面玄関に入り、エレベーターか階段で地下へお越しください。

持ち物 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

手順

- ①宣誓書に必要事項を記入して受付に提出します。
- ②投票用紙の交付を受けます。
- ③記載台で投票用紙に候補者の氏名などを記載し、それを直接投票箱に入れます。(投票用紙を封筒に入れたり、署名する必要はありません)

※不在者投票の方は、従来どおり投票用紙を封筒に入れて、署名する方法です。

他市町村で行なう 不在者投票

旅行先や滞在先で行なう不在者投票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行なう不在者投票の方

2月4日(日)は愛知県知事選挙の投票日です。尊い一票を無駄にしないよう、皆さん、投票日にはかならず投票に出かけましょう。

なお、選挙は選挙期日(投票日)に投票所で投票することを原則としています。投票日に都合の悪い方は、期日前投票制度などをご利用ください。

※期日前投票所・不在者投票所および第七投票所(市役所)は、市役所地下教養室です。投票所の場所が変更になっていますのでご注意ください。

投票日時 2月4日(日) 午前7時～午後8時

投票場所 市内11か所の投票所
 (一覧表をご覧ください)

開票日時 2月4日(日) 午後9時～

開票場所 市役所4階会議室

◆投票できる方

この選挙に投票できる方は、次の条件をすべて満たしている方です。

- ・年齢が満20歳以上(昭和62年2月5日以前の出生者)の方
- ・日本国民
- ・平成18年10月17日以前に住民票が作成され(または転入届を提出し)、引き続き高浜市の住民基本台帳に記録されている方
- ・高浜市の選挙人名簿に登録されている方



法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかりますので、早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出てください。

郵便などによる 不在者投票

自分の意志で自署できる方で、別表1に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。利用にはあらかじめ「郵便等投

票証明書」が必要です。必要な方は、市選挙管理委員会へ申し出てください。

また、郵便などによる不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方で別表2に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせください。

郵便などによる不在者投票の対象者 (別表1)

交付手帳 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹 移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障害	1級から3級	-
介護保険 要介護者	介護状態区分 要介護5	

郵便等投票証明書の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間
身体障害または戦傷病にかかる対象者	交付の日から 7年
要介護者	交付の日から 被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

郵便などによる不在者投票における代理記載制度対象者 上記の対象者のうち (別表2)

交付手帳 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで